平成２２年（フ）第８６０号
兵庫県加古川市尾上町安田83番地の１メゾン木森Ｂ－１号
債務者　横田　和見
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８６９号
兵庫県加古川市尾上町安田83番地の１メゾン木森Ｂ－１号
債務者　横田　敦良
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４０号
兵庫県加古川市加古川町粟津144番地の１ツインクレストⅡ―102号
債務者　柴田　朋美
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１３号
鳥取県西伯郡伯耆町吉長54番地３
債務者　西田　有紘
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１７１１号
広島市安芸区中野７丁目59番15号　西川ビル３Ｆ
債務者　久保　圭司
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７１２号
広島市安芸区中野７丁目59番15号　西川ビル３Ｆ
債務者　久保　伸恵
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９３２号
広島市佐伯区隅の浜１丁目８番６―303号
債務者　藤永　裕也
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８号
広島市安佐北区亀山南４丁目38番46―203号
債務者　東　千代美
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８３号
広島市南区宇品神田２丁目17番８―305号
債務者　中村　修一
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３６号
広島市佐伯区五日市中央１丁目13番29―203号　小畑荘１号棟
債務者　三谷　智子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５２号
香川県綾歌郡宇多津町2628番地447
債務者　米丸　正照
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第２３８号
愛媛県四国中央市上柏町483番地11
債務者　井原　隆至
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第７号
愛媛県四国中央市中曽根町1665番地の４
債務者　高橋　美佐
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第９号
愛媛県西条市大町846番地２、旧住所愛媛県今治市馬越町１丁目２番１号
債務者　橋爪　愛佳
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１４号
愛媛県西条市三津屋東32番１　メゾン石原201号
債務者　中澤　太紀
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第８７９号
高知県南国市大埇甲1069番地
債務者　岡林真由美
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９０９号
高知市鷹匠町１丁目３番１―204号
債務者　毛利　邦美
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２号
高知市春野町弘岡下4492番地７
債務者　藤原　　修
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで　高知地方裁判所破産係